

意見案第2号

政府規制改革会議の「農業改革に関する意見」の取り扱いに  
関する意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議  
会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

平成26年6月19日

提出者 富良野市議会議員 広瀬寛人 ⑩

賛成者 同 日里雅至 ⑩

同 同 今利一 ⑩

同 同 渋谷正文 ⑩

同 同 大栗民江 ⑩

同 同 萩原弘之 ⑩

同 同 岡野孝則 ⑩

—提出先— 内閣総理大臣、農林水産大臣

## 政府規制改革会議の「農業改革に関する意見」の取り扱いに関する意見書

政府の規制改革会議農業ワーキンググループは、5月22日に「農業改革に関する意見」を発表し、政府は、与党協議の内容を踏まえ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改定に反映させることを予定している。

発表された意見には、農業委員会制度の見直しや農業生産法人に関する大幅な要件の緩和等は、地域農業の姿を大きく変容させ、さらに農業協同組合制度の見直しは、JAグループを事実上解体に追い込む内容であり、農業者をはじめとした地域住民や国民生活に重大な支障をきたすことが懸念される。

については、規制改革会議農業ワーキンググループが発表した意見を踏まえた「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改定に当たっては、下記の事項を踏まえるよう強く求める。

### 記

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改定にあたっては、真に農業者の所得向上、地域生活におけるインフラ維持向上、国民に対する食料供給の安定確保、農地の適正な利用に関する観点を踏まえ、「農業改革に関する意見」を取り扱うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月25日

富良野市議会